

愛媛県内における グリーンツーリズムの展開の現状と課題

1.はじめに

ここ数年、グリーンツーリズムという言葉が、多く耳にするようになってきた。グリーンツーリズムは、もともと1970年代から1980年代にかけて主に西欧の国々において余暇の過ごし方の一つとして普及してきたものである。我が国でこの言葉が広く使われ始めたのは、平成4年に農林水産省により発行された「新しい食料・農業・農村政策の方向」で施策として取り上げられてからであるが、近年、都市と農山漁村の交流により農山漁村を活性化していく方策として急速に注目されるようになってきたものである。

そこで、本稿では本県におけるグリーンツーリズムの現状と課題を整理し、今後の展望について概観してみることとしたい。

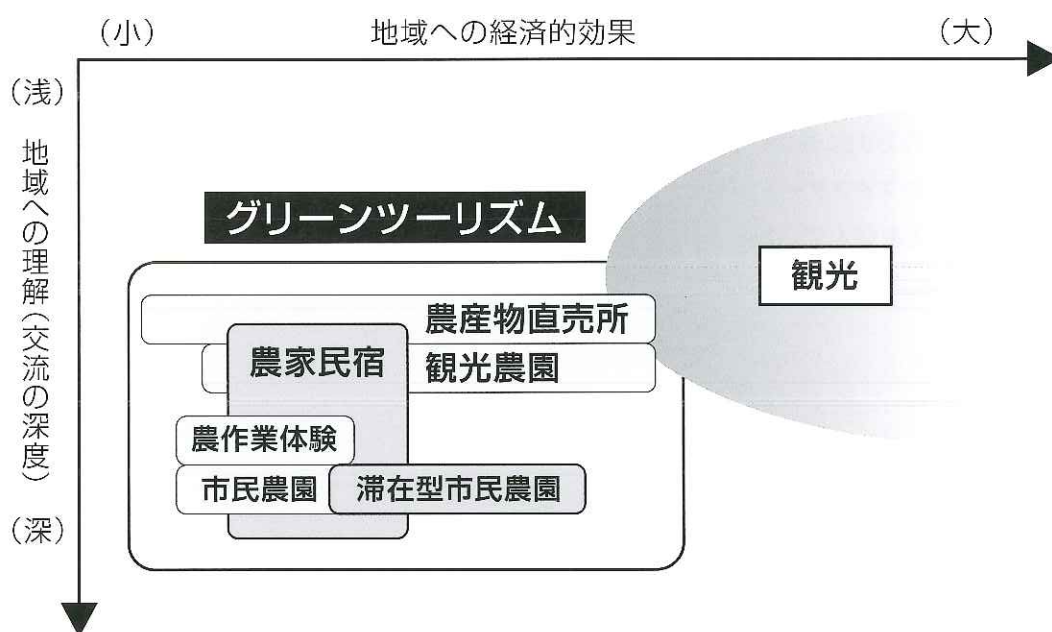
2.グリーンツーリズムの考え方

グリーンツーリズムについては、様々な捉え方がされており、必ずしも統一された概念がないのが現状である。そこで、まず本稿におけるグリーンツーリズムの考え方について簡単に整理しておく。本稿では、我が国のグリーンツーリズムの普及において主導的な役割を果たしてきた農林水産省の考え方をベースに次のように考えている。

(1)グリーンツーリズムの定義

農林水産省では、グリーンツーリズムを「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」と定義している。この定義は、西欧における捉え方（主として農家民宿と

図表1 受け入れ側の目的からみたグリーンツーリズムの位置づけのイメージ



言える)とも基本的に共通しており、本稿でもこの定義に準拠して考察することとする。なお農産物直販所や観光農園等の日帰り型の活動については、滞在型の活動と複合的に提供される場合も多いことから、これらはグリーンツーリズムの周辺活動と考えられよう。

(2) グリーンツーリズムの目的

グリーンツーリズムの性格について理解するため、受け入れ側の効果を軸に位置づけを試みたのが図表1である。

グリーンツーリズムの効果には、大きく地域への「経済的効果」と「地域(生活・文化・産業や自然環境)に対する理解」の2つがあると思われる。観光との比較で説明すると、観光の場合でも地域への理解が進む場合はあるが、それは補助的な効果と言え、主眼は経済的効果に置かれていると言える。これに対してグリーンツーリズムでは、経済的効果は副次的・補助的な位置づけと言え、むしろ主眼が地域への理解(交流の深度)に置かれていると考えられる。そのため観光では交流の量が求められるのに対し、グリーンツーリズムでは交流の量よりも質(深さ)が求められることとなる。したがってグリーンツーリズムの効果を高めていくためには、交流の時間や継続性(あるいは頻度)が重要となり、日帰り型より滞在型の交流が有効と言える。

3. 本県におけるグリーンツーリズムの現状と課題

それでは、本県におけるグリーンツーリズムの現状

について、関連施設の設置状況を中心に概観していく。

(1) 農家民宿

グリーンツーリズムを滞在型の余暇活動と捉える場合、中核的な施設と言えるのが農家民宿である。平成12年度に農林水産省で行われた調査によると、全国の農家民宿は、施設数 約5千軒、年間利用者数 約870万人と推計されている。したがって現状の農家民宿市場の目安としては、宿泊観光客(観光のみ:約16,800万人「平成13年度観光白書」)の5%程度と類推できる。

本県における農家民宿の現状については、これまでほとんど調査されていない。農家民宿自体、明確な定義がなく、従来の民宿などとの区分も曖昧であるなど統計資料もほとんどないのが実情である。そこで制度的に把握できるものとして、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(いわゆるグリーンツーリズム法)」に基づいて登録制度が設けられている農林漁業体験民宿および都市農山漁村交流活性化機構(農林漁業体験民宿登録機関)のホームページに掲載されている農家民宿について抽出してみた(図表2参照)。

本県には、現在農林漁業体験民宿として登録されているものが2軒(全国計692軒)、登録以外の農家民宿として紹介されているものが2軒(全国計26軒)の計4軒がある。この施設数を見るかぎり、本県は全国でもやや少ない方と言える。しかし農家民宿はこれ以外にもある可能性があり、実態については不明

図表2 本県における体験農家民宿

	市町村	施設名	主な体験内容
農林漁業体験民宿 (登録施設)	上浮穴郡久万町	民宿 観光農園 狩場苑	栗拾い、いも掘り等
	喜多郡内子町	ファームINRAUM 古久里来	田植え、稲刈り等
登録以外の農家民宿	温泉郡中島町	西の家	みかん狩り、磯遊び等
	喜多郡内子町	石畳の宿	森林浴、ハイキング等

<資料:都市農山漁村交流活性化機構ホームページ「体験民宿データベース」>

な点が残っている。なお、このうち内子町の「石畳の宿」については、公設の施設であり、一般的な農家民宿とは性格が異なるが、実質的な運営を農家の女性グループが行うなど新しい試みがなされており、農村の雰囲気を楽しめる宿泊施設として全国的にも高い評価を受けている。

(2) 滞在型市民農園

市民農園については、現在、市民農園整備促進法(市民農園法)に基づくもの(平成11年度 全国に272ヶ所)、特定農地貸付法に基づくもの(平成11年度 2,047ヶ所)があり、それ以外の農園利用方式によるものを含めて全国に約6千ヶ所がある。

中四国農政局の調査(平成13年3月末日)によると、本県には、全ての方式を含めて94ヶ所(市民農園法:1、特定農地貸付法:79、農園利用法:14)の市民農園があるが、この中で滞在型と言えるものは、本県で初めて市民農園法により開設された「久万農業公園 クラインガルテン」(久万町)の1ヶ所だけである。このクラインガルテンには、ログハウス付き区画(A8棟、B14棟)と農園のみの区画があるが、ログハウス付区画の人气が高く、この利用者のほとんどが松山市を中心とした地域外の利用者となっている。

(3) グリーンツーリズム周辺施設

次に、グリーンツーリズムの周辺施設として農産物直販所と観光農園の設置状況について見ていく(図表3参照)。

農産物直販所には、朝市等の「市」と特産品センター等に併設されているものがある。近年は、道の駅等の特産品センターに併設されるものが増えてきており、本県においても、81%(57/70)の市町村に「市」あるいは特産品センターが設置されている。こうした施設の中には、内子町の「フレッシュパークからり」や日吉村の「夢産地」といった地域の代表的な集客施設に成長しているものも見られる。

観光農園は、従来から観光の一分野として定着しているものである。本県では、17市町村に設置されているが、特に内子町を始めとする喜多郡や大洲市、久万町等で盛んである。

図表3 グリーンツーリズム周辺施設の設置状況

市町村名	農産物直売所		観光農園
	朝市等	特産品センター	
川之江市・伊予三島市・宇摩郡	5	-	1
新居浜市・西条市	2	1	1
東予市・周桑郡	4	2	7
今治市・越智郡	12	6	-
松山市・北条市・温泉郡	2	4	-
上浮穴郡	6	5	11
伊予市・伊予郡	4	9	7
大洲市・喜多郡	4	7	49
八幡浜市・西宇和郡	1	3	1
東宇和郡	3	4	5
宇和島市・北宇和郡	8	8	3
南宇和郡	2	1	-
県計	53	50	85

産直販売所:市:「農政改革の課題」(平成9年農林統計協会)
 特産品センター:「中山間地域活性化と農産物直販所」
 (平成11年3月えひめ村づくり推進協会)
 観光農園:「平成8年 伊予路の観光農園」
 (21世紀えひめ村づくり推進協会)

(4) 新しい取り組み～しまなみグリーンツーリズム～

本県における新しい取り組み事例として「しまなみグリーンツーリズム」について紹介する。しまなみグリーンツーリズムは、平成12年に「グリーンツーリズム地域連携モデル事業」(県単独事業)として越智郡島嶼部(吉海町、宮窪町、伯方町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町)で実施されたものであり、構成9市町村により設立された「しまなみグリーンツーリズム推進協議会」と今治中央地域農業改良普及センター伯方支所が連携して、体験メニューの開発を行ったものである。この体験メニューは、「ふるさとの味」「収穫体験」「くらしの技」をテーマとする32の体験講座から構成されており、開発から運営まで管内の生活研究グループが主体となって行っている。平成13年度から受講者の募集が開始されたが、

10月末日時点で、実施講座30件、受講者延べ273人の実績となっている。現在までの参加者について県内客がほとんどであるが、広島県、岡山県などからの問い合わせも多く、平成14年度には東京都の中学生170人の予約が決定するなど今後の発展が期待されている。また来期以降は、新たに漁業関係者等による講座拡充も予定されており、将来の農家民宿の実施も視野に入れて構想が進められている。

(5) 本県における現状と課題

本県のグリーンツーリズムは、農産物直販所、観光農園などの日帰り型の周辺活動が中心であり、滞在型の本格的な展開には至っていないと言える。本県の中では、いち早く滞在型市民農園を開設した久万町と特色ある農家民宿を展開する内子町の取組が先行している。これらの2地域については、従来より観光農園の設置数が多く、いち早く都市との交流に対するホスピタリティが高まっていた地域と考えられる。一方他の地域でも、近年の農産物販売所等の活動により、地域のホスピタリティは確実に向上してきており、しまなみグリーンツーリズム等の新しい動きも見られるようになってきている。今後の課題としては、こうした日帰り型の周辺活動を如何に滞在型のグリーンツーリズムへ結びつけていくかと言えるだろう。

4. 農家民宿の整備のために

～大分県安心院町の会員制農家民泊～

滞在型のグリーンツーリズムを進めていくためには、当然滞在施設の整備が必要になってくる。本稿では、経済的効果の地域への広がり、個人対個人の質の高い交流等の点から、農家民宿がもっとも望ましいと考えている。しかし農家民宿を開業する場合、「民宿」であれば、旅館業法などの規制対象となり、営業許可を得るためには、期待できる経済的効果が小さいにもかかわらず、帳場や必要個数のトイレの設置などの設備投資が必要となる場合も少なくないため、副業として取り組むにはリスクが大きい事業となっている。したがって農家民宿の整備を進めていくためには、こうした実施者のリスク軽減についても検討しておく必

要があるだろう。

この点でヒントとなるのが、大分県安心院町における農家民泊の事例である。安心院町の農家民泊は、「会員制」にしたことで旅館業法などの許可が不要となり、ほとんど初期投資を行わず開業できるシステムとなっている。もちろん旅館業法などの許可については各県によって対応は異なる可能性があるが、農家民宿を整備していくうえでは検討に値するシステムと思われる。

5. 終わりに

農山漁村の活性化を行っていく方策として、グリーンツーリズムが有力な選択肢の一つであることは間違いないだろう。しかしもともと長期の休暇をとる習慣がないわが国において、グリーンツーリズムを推進していくことはそれほど容易なことではない。したがってグリーンツーリズムを進めていくにあたっては、なるべくリスクの少ない形で、長期的な課題として取り組んでいく姿勢が重要と思われる。

(当センター研究員 黒河 勝久)